

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する同法第七十九条の規定によって、広島県行政不服審査会の令和五年度答申第一号の内容について、別紙のとおり公表する。

令和五年五月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

諮問庁：広島県知事（障害者支援課）

諮問日：令和4年3月2日

（令和3年度諮問第9号）

答申日：令和5年4月20日

（令和5年度答申第1号）

## 答申内容

### 第1 広島県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

令和3年5月21日付けで審査請求人から提起のあった、A市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による資格喪失処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁（広島県知事〔障害者支援課〕）の判断は、妥当である。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

令和4年2月17日付け審理第45号で審査庁に提出された審理員意見書（以下「審理員意見書」という。）3(1)に記載のとおりである。

#### 2 審査庁の主張の要旨

令和4年3月2日付け諮問説明書

##### (1) 審査庁の考え

本件審査請求を棄却すべきと考える。

##### (2) 考え方の理由

###### ア 認定事実

審理員意見書4に記載のとおりである。

###### イ 判断

審理員意見書6(2)に記載のとおりである。

###### ウ 結論

前記ア及びイのとおりであるので、審査請求人の本件審査請求には理由がなく、棄却されるべきと考える。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 本件処分が違法又は不当であるかについて

(1) 本件処分は、処分庁が、審査請求人の子（以下「本件児童」という。）の障害の程度が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以

下「政令」という。)別表第3の障害等級には該当しないと認定したことにより行われたものであるため、処分庁が行った障害等級の判定について検討すると、次のとおりである。

ア 「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定について」(昭和50年9月5日児発第576号厚生省児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。)別紙「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定要領」(以下「認定要領」という。)の別添1「特別児童扶養手当 障害程度認定基準」(以下「認定基準」という。)第7節2C(3)によると、「〇〇とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合認定の取扱いを行わず、諸症状を総合的に判断して認定する。」と、認定基準第7節2D(3)によると「〇〇とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合認定の取扱いを行わず、諸症状を総合的に判断して認定する。」とされており、また、認定基準第7節2E(2)においても、「〇〇とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合認定の取扱いを行わず、諸症状を総合的に判断して認定する。」とされていることから、特別児童扶養手当の認定請求の対象となる児童に〇〇、〇〇及び〇〇が併存している場合は、認定基準第7節2C、D及びEに基づき、当該児童の精神障害の状態を総合的に判断することとなる。

令和3年3月10日付け特別児童扶養手当認定診断書(知的障害・精神の障害用)(以下「本件診断書」という。)によると、本件児童には〇〇があるとされており、合併症として〇〇、〇〇及び〇〇があるとされていることから、本件診断書の記載内容に基づき、認定基準第7節2C、D及びEにより障害の程度を総合的に判断することとなる。

イ 認定基準第7節2Cに基づく本件児童の〇〇に係る障害の程度の判定については、次のとおりである。

(ア) 本件診断書の「⑨意識障害・てんかん」の欄の記載によると、「〇〇発作」が該当するとされ、〇〇発作のタイプは〇〇」とされている。

(イ) 〇〇発作の頻度については、本件診断書には記載されておらず、また、「⑨意識障害・てんかん」の症状等を具体的に記載する欄には「今までに5回以上〇〇を起こしている。」と記載されているが、前回処分時に審査請求人が提出した平成31年3月11日付けで作成された特別児童扶養手当認定診断書(知的障害・精神の障害用)(以下「前回診断書」という。)にも同様に今までに5回以上〇〇を起こしている」と記載されていることからすると、本件児童は、前回診断書が作成された平成31年3月以降は、〇〇発作がないことが強く推認される。

また、審査請求人は、本件児童には脳波に異常があり定期的な検査を行っていることや、発熱時に座薬を使用することによって〇〇の発作を抑えていると

主張しているが、認定基準第7節2C(4)によると「〇〇発作については、〇〇薬の服用や、外科的治療によって抑制される場合にあっては、原則として認定の対象にならない」とされている。

なお、審査請求人は本件処分後の令和3年8月に〇〇発作が起こり救急搬送されたと主張しているが、これは、本件処分時における本件児童の現症ではない。また、〇〇の座薬を入れることが遅れたことにより発作が起こったとされていることからすると、本件児童の発作は、基本的には服薬により抑制されているものであると認めるのが相当である。

(ウ) これらのことからすると、本件児童は、認定基準第7節2C(2)の障害の程度2級の例示にある「十分な治療にかかわらず、〇〇発作をひんぱんに繰り返す」ものには該当するとは認められず、本件児童の〇〇に係る障害の程度が「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」であるとまでは認められない。

ウ 認定基準第7節2Dに基づく本件児童の〇〇の程度に係る判定については、次のとおりである。

(ア) 本件診断書の「⑦知能障害等」の欄の記載によると、本件児童のIQは「〇」とされており、これは、認定基準第7節2D(2)のなお書きによる障害等級1級及び2級の例示には該当しない。

(イ) また、本件診断書の「⑦知能障害等」の欄の記載によると、本件児童の〇〇の程度には「軽度」に「〇」が付されている。

本件児童には、療育手帳Bが交付されている。広島県においては、療育手帳Bが交付されている場合の〇〇の程度は、軽度とされている（療育手帳交付要領（平成30年3月26日制定）第3条第2項）ことからすると、本件処分に当たり、本件児童の〇〇の程度は、「軽度」と判定されていたことが認められる。

(ウ) 本件診断書の「⑧発達障害関連症状」の欄の記載によると、本件児童の言語コミュニケーションの障害は「中度」とされており、「発信が少なく、機能的なコミュニケーションに弱さがある」と記載されている。また、「⑩問題行動及び習癖」の具体的な症状と程度を記載する欄には、「思いをうまく伝えることが難しく、意思に反すると何も話さなくなる」と記載されている。

(エ) 本件診断書の「⑬日常生活能力の程度」の欄の記載によると、「食事」、「洗面」及び「排泄」については「半介助」、「衣類」については、「脱げない」は「自立」、「着れない」は「半介助」、「ボタン不能」は「一部介助」とされており、また、「入浴」については「一部介助（声掛け）」、「危険物」については「特定の物、場所はわかる」、「睡眠」については「時々不眠」とされており、「介助の必要性とその程度について、具体的に」の記載によると、食事は「用意したり、調理したりすることはない」、洗面は「指示しても、しない」、衣類

は「整容は難しい」、睡眠は「寝付けないことがある」等の記載があり、また、「生活全体に指示や見守り時に介助が必要である」とされている。

以上のことからすると、本件児童の日常生活能力は、介助を要する場面があることは認められるものの、全般的には、指示や見守りを要する程度であると認められ、「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」であるとまでは認められない。

- (オ) これらのことからすると、本件児童には、日常生活においては、一定の援助が必要であると認められ、また、会話による意思疎通にも、一定の困難さがあることが認められるものの、本件児童の〇〇の程度が「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」であるとまでは認められない。

エ 認定基準第7節2Eに基づく本件児童の〇〇の程度に係る判定については、次のとおりである。

- (ア) 本件診断書の「⑧発達障害関連症状」の欄の記載によると、本件児童は、「相互的な社会関係の質的障害」及び「言語コミュニケーションの障害」は「中度」、「限定した常同的で反復的な関心と行動」は「重度」とされている。
- (イ) また、本件診断書の「⑪問題行動及び習癖」の欄の記載によると、「1興奮」、「4拒絶」、「14排泄の問題（その他）」及び「16その他（〇〇）」が該当するとされており、具体的な症状として、「思いをうまく伝えることが難しく、意思に反すると何も話さなくなる。〇〇への依存が強く、中断しようとするとう興奮することもある。まだ、夜尿が時々ある。」とされている。
- (ウ) 一方で、本件診断書の「⑬日常生活能力の程度」の欄の記載によると、「食事」、「洗面」及び「排泄」については「半介助」、「衣類」については、「脱げない」は「自立」、「着れない」は「半介助」、「ボタン不能」は「一部介助」とされており、また、「入浴」については「一部介助（声掛け）」、「危険物」については「特定の物、場所はわかる」、「睡眠」については「時々不眠」とされており、「介助の必要性とその程度について、具体的に」の記載によると、食事は「用意したり、調理したりすることはない」、洗面は「指示しても、しない」、衣類は「整容は難しい」、睡眠は「寝付けないことがある」等の記載があり、また、「生活全体に指示や見守り時に介助が必要である」とされている。

以上のことからすると、本件児童の日常生活能力は、介助を要する場面があることは認められるものの、全般的には、指示や見守りを要する程度であると認められる。

- (エ) また、「⑭要留意度」の欄の記載によると、「2 嚴重な注意が必要」とされているが、その理由として「〇〇への強い依存は依然認められず（原文ママ）、⑪（審理員注：問題行動及び習癖）の症状を悪化させているため今後は2次障

害に発展しないよう嚴重な注意が必要」とされており、本件児童の要注意度が「嚴重な注意が必要」とされているのは、〇〇に起因するものとされていることが認められる。

（オ） これらのことからすると、本件児童には、社会性やコミュニケーション能力に乏しが見られ、また、不適応な行動が見られることが認められるものの、本件児童の〇〇の程度が「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」であるとまでは認められない。

オ 本件診断書の「③合併症」、「⑧発達障害関連症状」、「⑩精神症状」及び「⑪問題行動及び習癖」の各欄の記載によると、本件児童は〇〇であり、また、そのことで問題行動等の症状が悪化しているとされている。また、「⑭要注意度」、「⑮医学的総合判定」及び「⑯備考」の各欄の記載においても、〇〇への依存が強くなったことにより、「⑪問題行動及び習癖」の欄に記載された症状を悪化させているとされている。

〇〇は、精神疾患の一種であるとの考え方も示されているが、認定基準第7節において評価の対象とすべき精神疾患とはされておらず、また、〇〇が〇〇又は〇〇による症状であるとも認められない。

したがって、本件児童の〇〇については、本件処分における障害等級の判定に当たっては、考慮されないこととなる。

カ 本件児童は、前回処分時は障害等級〇級との判定を受けており、審査請求人は、本件診断書に記載された本件児童の知能指数は前回処分時と同じであり、また、〇〇についても脳波の異常は悪化しており、令和3年8月には発作を起こしたとして、本件処分で障害等級非該当と判定されたことは不当である旨主張している。

処分庁によると、前回処分においては、本件児童の〇〇及び〇〇の程度については障害等級非該当と判定したが、〇〇について、「年間1回程度」の〇〇発作が確認されており、また、治療を継続していることを考慮して、障害等級〇級と判定したとしている。

本件処分時における本件児童の〇〇、〇〇及び〇〇の程度については、前記1(1)イからエまでのとおりであり、いずれも障害等級に該当する程度のものとは認められないから、この点に係る審査請求人の主張は、失当である。

キ したがって、本件児童は、日常生活に一定程度の援助が必要であると認められるものの、「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」（障害等級2級相当）であるとまでは認められないから、本件児童が認定基準第7節の障害の程度1級及び2級に該当しないと処分庁の判断は、妥当であったと認められる。

(2) 令和3年4月8日付け特別児童扶養手当資格喪失通知書（以下「本件処分通知」という。）には、本件処分の理由として、「児童が障害の状態に該当しなくなった」

とのみ記載されている。

ア 行政手続法（平成5年法律第88号）第8条第1項本文は、「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない」としている。また、同条第2項は、同条第1項「本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない」としている。その趣旨は、拒否事由の有無についての行政庁の判断の慎重と公正妥当を担保して恣意を抑制するとともに、（処分）拒否の理由を申請者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨に出たものであるとされている（最高裁判所昭和57年（行ツ）第70号同60年1月22日第三小法廷判決など参照）。このような趣旨からすると、同項本文及び同条第2項に基づいて書面により理由を提示する場合には、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該申請が拒否されたのかということ、申請者においてその記載自体から了知し得るものを示さなければならないものであるとされている。

イ 本件処分通知には、形式上、本件処分の理由として「児童が障害の状態に該当しなくなった」と記載されているが、この記載のみでは、「いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該申請が拒否されたのかということ」、つまり、本件処分に当たり審査基準である認定基準のどの部分を適用したのかは明記されていないし、また、処分庁が本件児童の障害の程度が政令別表第3に該当しないと判定した理由について、審査請求人が本件処分通知の記載内容から知ることができるとは認められない。

このことからすると、本件処分通知における処分理由の記載は、行政手続法第8条により求められる程度の内容であったとは認められない。

ウ なお、処分庁は、本件処分通知とともに審査請求人に送付した「特別児童扶養手当の資格喪失について（通知）」（令和3年4月8日付け。以下「本件処分通知添書」という。）において、広島県健康福祉局障害者支援課からの審査結果の通知の備考欄記載事項として「〇〇軽度・日常生活能力一部介助レベル」と記載している。

本件処分に当たり、本件児童の〇〇の程度が「軽度」と判定されたことは、前記1(1)ウのとおりであり、また、日常生活の能力の程度が「一部介助レベル」と判定されたことは、前記1(1)ウ(ウ)及びエ(ウ)のとおりである。

一方、本件児童が、前回処分時の〇級から障害等級非該当となった理由について、処分庁は、「〇〇」についての評価が、前回処分時とは異なる結果となったためであると説明している。

これらのことからすると、本件処分通知添書に記載された「〇〇軽度・日常生活能力一部介助レベル」との内容は、それ自体は誤った内容ではないものの、本

件処分の理由として示されたものではないし、仮に本件処分の理由として示されたものであると解したとしても、本件処分の理由、すなわち、これまで障害等級〇級と判定されていたものが障害等級非該当と判定され、特別児童扶養手当の受給資格を喪失した理由の提示としては、不正確なものであったといわざるを得ない。

- (3) 以上を総合すると、本件処分通知には、処分理由の提示（行政手続法第8条第1項）の不備があったことが認められるものの、処分庁が本件児童の障害の程度について、障害等級非該当と判断したこと自体は妥当であり、審査請求人が特別児童扶養手当の受給資格を有しなくなることは、明らかである。

本件処分通知における処分理由の提示に不備があったとしても、本件児童の障害の程度の認定が適正に行われており、結果として本件処分における処分の内容そのものを変更すべき事情がないことからすると、仮に理由提示の不備を理由として本件処分を取り消したとしても、処分理由を明示した上で、再度、特別児童扶養手当資格喪失処分が行われることとなるに過ぎない。

このことからすると、本件処分が、取り消されるべき違法又は不当なものであったとまでは認められない。

## 2 結論

以上のとおりであるから、本件審査請求には、理由がない。よって、本件審査請求は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

## 第4 調査審議の経過

- 1 審査庁から審査会へ諮問（令和4年3月2日）
- 2 第1回審議（令和5年2月16日）  
本件審査請求に係る審議を行った。
- 3 第2回審議（令和5年4月20日）  
答申案を検討し、一部修正後、答申を決議した。

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 法令等の規定

- (1) 法第2条第1項は、「この法律において「障害児」とは、20歳未満であつて、第5項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者をいう。」と規定し、法第2条第5項は、「障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級及び2級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。」と規定している。また、法第3条第1項は、「国は、障害児の父若しくは母がその障害児を監護するとき……は、その父若しくは母……に対し、特別児童扶養手当（以下この章において「手当」という。）を支給する。」と規定し、第5条第1項は、「手当の支給要件に該当する者（以下この章において「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとする

ときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有する受給資格者については、当該指定都市の長）の認定を受けなければならない。」と規定している。

- (2) 特別児童扶養手当は、法第 2 条第 1 項に規定する「障害児」、すなわち、20 歳未満であって、法第 2 条第 5 項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者について支給することとしており、各級の障害の状態は、政令別表第 3 において定めている。

特別児童扶養手当の支給対象となる障害児の障害の程度の認定については、認定要領 2(4)により、申請者から提出された特別児童扶養手当認定診断書等に基づき行うこととしているが、これらのみでは認定が困難な場合には、必要に応じ療養の経過若しくは日常生活状況等の調査又は必要な検診等を実施した上で、行うこととしている。

また、認定要領 2(6)において、「各傷病についての障害の認定は、別添 1 「障害程度認定基準」により行うこと。」としており、精神の障害による障害の程度については、認定基準第 7 節「精神の障害」において、「その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものを 1 級に、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものを 2 級に該当するものと認定する」こととしている。

認定基準第 7 節 2 E(2)によると、「〇〇とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的に判断して認定する。」とされていることから、本件診断書の記載内容に基づき、諸症状を総合的に判断することとなる。

認定基準第 7 節 2 D(2)においては、〇〇における障害の程度の 2 級に相当すると認められるものとして「〇〇があり、食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの」と例示しており、認定基準第 7 節 2 E(3)においては、〇〇における障害の程度の 2 級に相当すると認められるものとして「〇〇があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」と例示している。

- (3) 特別児童扶養手当の支給に関する事務は、地方自治法第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第一号法定受託事務であり、局長通知は、地方自治法第 245 条の 9 の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準として位置付けられている（「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴う児童扶養手当並びに特別

児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当に関する法定受託事務に係る処理基準について（通知）」（平成13年7月31日雇児発第502号 障発第325号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 社会・援護局障害保健福祉部長通知）。

- (4) 処分庁は、広島県とA市との間における特別児童扶養手当認定等事務の事務委託に関する規約（平成20年広島県告示第〇号）により、広島県から委託された特別児童扶養手当に係る事務を行っているが、特別児童扶養手当の支給の対象となる児童の障害の程度の審査に係る業務は、当該規約により委託された事務の対象外であり、広島県において行われている。
- (5) 以上の法令等の規定を前提に、本件処分が違法又は不当であるかについて2以下で検討する。

## 2 理由

- (1) 本件処分は、処分庁が、本件児童の障害の程度が政令別表第3の障害等級には該当しないと認定したことにより行われたものである。
- (2) 本件診断書によると、本件児童には「〇〇」があり、合併症として「〇〇」、「〇〇」、「〇〇」があるとされていることから、処分庁が上記1(2)のとおり、本件診断書の記載内容に基づき、本件児童の障害の程度を総合的に判断しているかについて、検討する。

〇〇発作の頻度については、本件診断書には記載されていないが、「⑨意識障害・てんかん」の症状等を具体的に記載する欄には、「今までに5回以上〇〇を起こしている」と記載されている。また、前回処分時に審査請求人が提出した前回診断書にも「今までに5回以上〇〇を起こしている」と同じことが記載されていることからすると、本件児童は、前回診断書が作成された平成31年3月以降は、〇〇発作がないことが強く推認される。

〇〇の程度については、本件診断書において「軽度」とされているほか、IQは「〇」、言語コミュニケーションの障害は「中度」とされている。

〇〇の程度については、本件診断書において「相互的な社会関係の質的障害」及び「言語コミュニケーションの障害」は「中度」、「限定した常同的で反復的な関心と行動」は「重度」とされ、具体的な症状として、「発信が少なく、機能的なコミュニケーションに弱さがある。」との記載がある。また、本件診断書の「⑩問題行動及び習癖」の欄の記載によると、「1 興奮」、「4 拒絶」、「14 排泄の問題（その他）」及び「16 その他（〇〇）」が該当するとされており、具体的な症状として、「思いをうまく伝えることが難しく、意思に反すると何も話さなくなる。〇〇への依存が強く、中断しようとするとう興奮することもある、まだ、夜尿が時々ある。」とされ、「⑭要留意度」の欄の記載によると、〇〇に関して嚴重な注意が必要とされている。これらのことや、本件診断書の「⑬日常生活能力の程度」の欄の記載内容からす

ると、本件児童には介助を要する場面があることは認められるものの、指示や見守りを要する程度であるとの処分庁の判断には合理性が認められる。

なお、〇〇は、精神疾患の一種であるとの考え方も示されているが、認定基準第7節において評価の対象とすべき精神疾患とはされておらず、また、〇〇が〇〇又は〇〇による症状であるとも認められないことから、本件児童の〇〇については、本件処分における障害等級の判定に当たっては、考慮されないこととなる。

これらのことからすると、本件児童には、日常生活においては一定の援助が必要であると認められ、また、会話による意思疎通にも、一定の困難さがあることが認められるものの、本件処分時における本件児童の〇〇、〇〇及び〇〇の程度を本件診断書に基づき総合的に判断すると、「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」（障害等級2級相当）に該当するとまでは認められないとの処分庁の判断には合理性が認められる。

- (3) 審査請求人は、本件処分後の令和3年8月に〇〇の発作が起こり救急搬送されたこと、また、本件児童には脳波に異常があり定期的な検査を行っていることについても主張している。

救急搬送については、認定基準第7節2C(4)によると「〇〇発作については、〇〇の服用や、外科的治療によって抑制される場合にあっては、原則として認定の対象にならない」とされており、当該〇〇の発作は、〇〇の座薬を入れることが遅れたことにより起こったとされていることからすると、本件児童の発作は、基本的には服薬により抑制されているものであると認めるのが相当であり、障害等級に該当する程度のものとは認められないとの処分庁の判断には合理性が認められる。

また、審査請求人は、本件児童には脳波に異常があり、脳波の異常は悪化していると主張している。本件診断書には、「脳波で異常があったため、定期的に検査はしている。」と記載されているが、一方で「発熱時のみ座薬を使用することを続けている」と記載されている。これらの本件診断書の記載からすれば、必ずしも本件児童の「脳波の異常は悪化している」ことが推測される状況とは言えない。また、平成31年3月以降、本件児童は〇〇発作がないことが強く推認されるとともに、〇〇発作は服薬により抑制されているものであると認められる。したがって処分庁が本件診断書のみでは適正な認定を行うことが困難であり、脳波の検査結果等についての調査等を行う必要があったとまでは言えない。よって、処分庁の本件処分に係る手続が不十分であったと言うことはできず、この点についても本件処分に違法又は不当な点は認められない。

- (4) 本件処分通知には、本件処分の理由として、「児童が障害の状態に該当しなくなった」とのみ記載されている。

行政手続法第8条第1項本文は、「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければ

ばならない」としている。また、同条第2項は、同条第1項「本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない」としている。その趣旨は、拒否事由の有無についての行政庁の判断の慎重と公正妥当を担保して恣意を抑制するとともに、拒否の理由を申請者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨に出たものであるとされている（最高裁判所昭和57年（行ツ）第70号同60年1月22日第三小法廷判決）。

本件処分通知には、「いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該申請が拒否されたのかということ」、つまり、本件処分に当たり審査基準である認定基準のどの部分を適用したのかは明記されておらず、処分庁が本件児童の障害の程度が政令別表第3に該当しないと判定した理由について、審査請求人が本件処分通知の記載内容から知ることができるとは認められない。

このことからすると、本件処分の理由の記載は、行政手続法第8条により求められる程度の内容の記載となっているとは認められず、よって、本件処分通知には、処分理由の提示の不備があったことが認められる。一方で、本件児童の障害の程度の認定が適正に行われており、結果として本件処分における処分の内容そのものを変更すべき事情がないことからすると、仮に理由提示の不備を理由として本件処分を取り消したとしても、処分理由を明示した上で、再度、特別児童扶養手当資格喪失処分が行われることとなるに過ぎず、本件処分が、取り消されるべき違法又は不当なものであったとまでは認められない。

なお、審査会の調査によれば、広島県障害者支援課から令和3年12月22日付けで「特別児童扶養手当に係る障害の程度の審査において非該当となった場合の理由の提示について（通知）」があった後は、適切な理由の提示がなされた通知により処分を行っているとのことである。

### 3 結論

以上のとおりであるから、本件処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却すべきとした審査庁の判断は妥当である。よって第1のとおり答申する。

## 第6 付言

本件処分に当たっては、前記第5の2(2)のとおり、処分庁は、本件診断書の記載内容に基づき、認定基準第7節2C、D及びEにより障害の程度を判断したことが認められる。

この場合、本件処分に当たって用いられる特別児童扶養手当認定診断書（知的障害・精神の障害用）の項目に記載されている軽度・中度・重度の適用区分については、特段の判断基準が定められていないため、診断書を作成する医師の裁量如何によって、その適用区分が大きく分かれることが懸念される。

行政手続における公正の確保と透明性の向上といった観点から、本件制度の運用に

関し、より分かりやすい基準作成の検討が望まれる。

広島県行政不服審査会第2部会

委員（部会長）	田	中	聡	子
委員	折	橋	洋	介
委員	谷	脇	裕	子

※ 行政不服審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申の内容を公表するものとされているが（行審法第81条第3項で準用する法第79条）、本件答申書には、審査請求人の個人情報等、一般に公表することが適当でない部分が含まれるため、答申書そのものではなく、「答申の内容」を公表するものとする。